



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 157/2024年1月号

発行日：2024年1月25日

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、コロナ禍から脱し本格的な経済活動が自由にできる環境へ変化の兆しがあったものの、ロシア・ウクライナの情勢に加え中東地域での紛争が勃発し世界中で不確実性が増した年でありました。これら紛争を契機にした原油・原材料価格の高騰と円安は物価を直撃し、企業においてはコストプッシュによる利益圧迫になったと考えられます。

そのような社会変化の中、市場から我々会計士に求められる役割や業務も大きく変わってきております。

中小監査法人は、これら社会から求められる役割に応えるために、まず最優先事項として監査品質を高める施策と開示が必要とされ、上場会社を担当している中小監査法人にはより高い規律が求められるようになってきております。

弊社は、今年の7月1日を期限とする改正品基報第1号に記載されている品質管理システムの整備に対応するため、品質管理規程の整備、情報管理ツールの開発に着手、速やかに上場会社等監査人登録制度における本登録が行えるよう準備を進めております。今年中には、透明性の高い監査品質のマネジメントに関する年次報告書を公表し、従前にも増した詳細な情報開示に対応していきたいと思っております。

関係者の皆様方には、引き続き暖かい支援とご指導を頂けますと幸いです。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和6年1月

東光監査法人

包括代表社員 佐藤 明充

最新情報（2023年12月1日～2023年12月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

| CPA 協会<br>HP 掲載日 | 種類   | タイトル   | 内 容  | 適用時期等 |
|------------------|------|--|--|-------|
| 2023年<br>12月20日  | 公開草案 | 「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について（公開草案）」 | 公会計委員会では、公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、改正倫理規則における報酬関連情報の開示規定に対応するため、改正の検討を行いました。<br><br>このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 | —     |
| 2023年<br>12月26日  | 公開草案 | 「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について（公開草案）」  | 公会計委員会では、公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、改正倫理規則における報酬関連情報の開示規定に対応するため、改正の検討を行いました。このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。          | —     |

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

## 6. その他（会計制度委員会等）

| CPA 協会<br>HP 掲載日 | 種類   | タイトル   | 内 容   | 適用時期等 |
|------------------|------|--|---|-------|
| 2023年<br>12月13日  | お知らせ | 【 Sustainability Assurance Insights Vol.2】<br>国際的な保証業務基準                         | サステナビリティ保証に関する理解向上に資する情報を集約して提供することを目的として、サステナビリティ保証に関する国内外の動向を取り上げた「Sustainability Assurance Insights」を公表しております。<br><br>この度、「【Sustainability Assurance Insights Vol.2】国際的な保証業務基準」を公表しました。      | —     |
| 2023年<br>12月22日  | 公開草案 | 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」に伴う監査基準報告書等の改正（公開草案）の公表について                         | 日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）の公表に伴い、所要の見直しを行ってまいりました。このたび見直しを終えたため、以下の監査基準報告書、実務指針及び実務ガイダンスの改正を公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。                              | —     |
| 2023年<br>12月22日  | 公開草案 | 「四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正及び期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（公開草案）の公表について | 日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、企業会計審議会における「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」を受けて、四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正及び新たな報告書の公表について検討を行って参りました。このたび、一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 | —     |

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 四半期決算短信におけるレビュー（速報版）

第1四半期と第3四半期の四半期決算短信における四半期財務諸表等に対して、任意でレビューを実施することになりましたが、速報版ですが四半期財務諸表等に対してレビューを実施するに当たっての留意点は以下の通りです。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

(1) レビューの対象

株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）が 2023 年 12 月 18 日に公表した「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」（以下「制度要綱」という。）によると、第1 四半期及び第3 四半期の四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）においては、少なくとも以下の事項を開示することとされています。

- a 四半期連結貸借対照表
  - b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書
  - c 継続企業の前提に関する注記
  - d 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
  - e 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示に関する注記
  - f 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記
  - g セグメント情報等の注記
  - h キャッシュ・フローに関する注記（任意に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く）
- 公認会計士又は監査法人が任意でレビューを実施する場合は、上記の四半期財務諸表等が対象となります。

(2) 適用されるレビューの基準

公認会計士協会では、金融商品取引法で求められる期中レビュー及び金融商品取引法で求められるもの以外の年度の財務諸表の監査を実施する監査人が実施する期中レビュー（四半期財務諸表等に対する期中レビューを含む。）の実務の指針として、次の2つの報告書を準備中です。

- ・ 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」  
（現行四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正版。以下「レ基報第1号」という。）
- ・ 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」  
（新設。以下「レ基報第2号」という。）

|    | レ基報第1号   | レ基報第2号                 |
|----|--|------------------------|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「期中レビュー基準（仮称）」の実務の指針である。</li> <li>・ 年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う期中レビュー業務である。</li> <li>・ 質問、分析的手続きを中心としたレビュー手続であり、保証水準（限定的保証）は同じである。</li> </ul> |                        |
| 相違 | 金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビューに適用する報告書  | 左記以外の期中レビューに適用する報告書    |
|    | 一般目的の財務報告の枠組みを対象   | 一般目的及び特別目的の財務報告の枠組みを対象 |
|    | 適正表示の枠組みを対象  | 適正表示及び準拠性の枠組みを対象       |

（注）レ基報第1号及びレ基報第2号は公開草案が公表中です。

(3) レビューの義務付け

取引所の制度要綱によりますと、四半期財務諸表等に対するレビューは原則任意としながらも、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合等の要件に該当した場合には、要件該当以後に開示する四半期財務諸表等に対しては、年度の監査人によるレビューを受けることが提案されています。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703